図 中間とりまとめ

れ

まで使われた「改革」の

0)



総務省HP「持続可能な地域医療提供体制を確保するための 公立病院経営強化に関する検討会」より

アスクレピオスの杖を探して



5

第53回

一病院経営強化に関する検討会

公立 中間とりまとめ 病院 経営強化に 関する検討

 $_{2}^{0}$

りまとめ な地 開催された。 営強化に関する検討会」 域医療提供体制を確保するための公立 年12月6日、 。持続可能な地域医療提供体制を確 会議において、 保するための公立病院 総務省 の第4日 検討会の中間と 0) 持続 口 回の会議 経営 可 病 能

が

今回 す 化ガイドライン」は2007 -度公表の「新公立病院改 ・度公表の 目 ガイドライン」に続く3 イドライン」、2014 新 る いい ガイドラインである。 の公立病院の経営に対 ガイドラインは、 「公立病院経営強 「公立病院改革

> 更に伴 れることになる 0) 営強化」の用語が使われたものと解している。 可 ナウイルス感染症のまん延に対する公立病院 公立病院経営強化ガイドライン」への名称変 名称も「公立病院経営強化プラン」に変更さ ?能な医療提供体制を確保する見地から、 が 医療において公立病院は必要であり、 貢献は、 「経営強化」に変更されている。 各公立病院に策定を要請する計 玉 民の間でも広く伝わっ た。 新型 持続 地 コ 経 画 域 口

公立病院経営強化ガイドライン」 方向性

の

図

強化ガイドライン』の方向

性について」が了承された。

受け、 然として厳し 化に伴う医療需要の変化や医師などの不足を 公立病院の課題として、 化ガイドライン』 療提供体制を確保するための公立 時間外労働規制 は、 地域医療を支える公立病院の経営は依 中 間 い状況にあること。 とりまとめ の方向性について」 0) 対応も迫られるなど、 人口減少や少子高齢 「持続可 今後、 病院経営強 能 な地 である。 医 域 師 医

> 平時 たことを指摘する。 最 公立病院の果たす役割の重要性が改めて認 適化 ること。 病院 から進めておく必要性が浮き彫りとな や医師などの確保 0 コロ 経 営はさらに厳し 感染症拡大時の ナ対応に公立病院が 病院間の役割分担 などの取り組 13 対応におけ 状況が見込 の明確化 中 核 みを、

護師 う視点も踏まえる必要があるとしている。 重視するとともに、 率的に活用するという視点をこれまで以上に イドラインの策定が必要」とする。 支える公立病院の経営強化に向けた新たなガ インの策定に当たっては、 医療提供体制を確保するため、 課題を踏まえ、 などの医療資源を、 対応として 感染症拡大時の対応と 地域 限られた医師・ 全体で最大限効 「持続可 地域 ガイド 医 能 看 ラ 地

営強化プランの策定に着手することが を踏まえ、 強化に向い |療構想を含む第8次医療計画策定の進 ガイドラインの策定時期については、 各自治体において公立病院 た取り組みの検 討 公立 病院 可 0) 経 め 地 方 域

城西大学経営学部教授 公立 されるとともに、 役割を果たし、 n

2023 (令和5) 年度中に「公立病院経営強 和9)年度までを標準期間としている。 策定年度またはその次年度から2027 化プラン」の策定が要請される。 定するとしている。 なるよう、 各自治体に2022(令和4)年度から 2021 (令和3) 年度末までに策 ガイドラインの策定を踏 計画期間は

公立病院経営強化プランの内容

める。 トが示されている。 を記載するとされる。その上で四つのポイン を踏まえ、 ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割 化のために必要な取り組みを記載するよう求 持続可能な地域医療提供体制を確保するた 公立病院経営強化プランの内容としては、 地域の実情に応じた、公立病院の経営強 経営強化のために必要な取り組み 地域医療構想の実現や地域包括

ポイント①機能分化・連携強化の推進

などとの連携を強化してい 急性期機能を集約し、 能を明確化・最適化する。特に、基幹病院に 地域の中で各公立病院が担うべき役割や機 基幹病院とそれ以外の不採算地区病院 医師の雇用を確保した

国と地方の協議の場での説明

地

域医療確保に関する

改革の推進 ポイント②医師・看護師などの確保、 働き方

進する。 の派遣を強化する。 不採算地区病院などへの医師・看護師など 医療者の働き方改革を推

に関する国と地方の協議の場において、

省から全国知事会、

全国市長会、

全国町村長

会の出席者に対して説明が行われている。

ポイント③経営形態の見直し

行う。 雇用につながるような経営形態の見直しを 柔軟な人事・給与制度を通じて、

0)

ポイント④新興感染症に備えた平時からの対応

図る。 染拡大時に転用しやすい施設・設備の整備を ①~③の取り組みに加え、新興感染症の感

都道府県の役割の強化

枠組みも含め、都道府県が積極的に助言・提 模の公立病院との連携・支援を強化してい 機能分化・連携強化については、医療資源が 構想の策定主体としての調整機能をこれまで 案していくことが重要としている。 比較的充実した都道府県立病院などが中小規 以上に強化することが必要とされる。特に、 さらに、 都道府県の役割として、 地域医療

ガイドライン』の方向性について」は、2021 提供体制を確保するための公立病院経営強 年12月10日に開催された第7回地域医療確保 中間とりまとめ「『持続可能な地域医療 筆者プロフィール

伊関友伸(いせき ともとし)

1987年埼玉県入庁、県民総務課、大利根 画財政課長、県立病院課、社会福祉課 精神保健総合センターなどを経て、 年城西大学経営学部准教授、2011年4月 同教授。研究分野は行政学。総務省 「持続 可能な地域医療提供体制を確保するための 公立病院経営強化に関する検討会」構成員 数多くの国・地方自治体の委員を務め 著書に『人口減少・地域消滅時代の 体病院経営改革』(ぎょうせい2019年)、『新 型コロナから再生する自治体病院』(ぎょう せい2021年)など。

医師など

令和4年度地方財政対策の概要

等による公立病院の経営強化を推進するた づく機能分化・連携強化、 すること、「『公立病院経営強化プラン』に基 に『公立病院経営強化プラン』の策定を要請 経営強化ガイドライン』を策定し、地方団体 保するため、 直面する中、 立病院が医師不足等による厳しい経営状況 では「公立病院経営強化の推進」として、 年度地方財政対策の概要」を公表した。 総務省は、 地方財政措置を拡充・延長」することが 令和3年度末までに『公立病院 地域に必要な医療提供体制を確 2021年12月24日に「令和 医師·看護師確保

ンが公表される予定である。 会の議論を経て、 今後は2022年1月以降3回程度の 年度内に新しいガイドライ